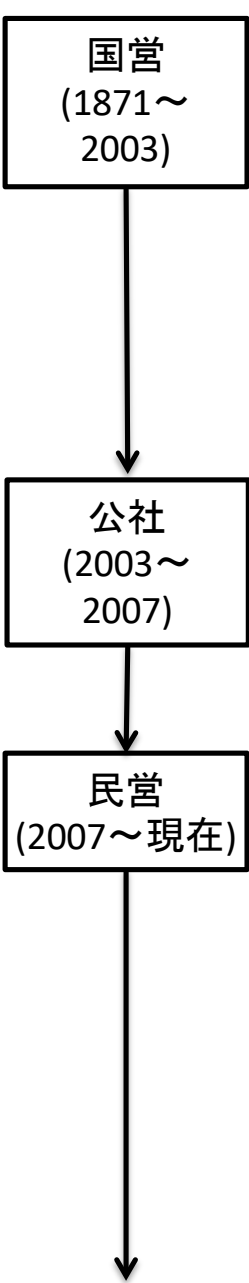


**郵政行政モニタリング会合(第1回)資料 1-3**

**郵政行政の概要について**

---

# 日本郵政グループについて(総論)



- 明治 4 (1871) 年 郵便創業
- 明治 8 (1875) 年 郵便貯金創業
- 明治 10 (1877) 年 万国郵便連合 (UPU) に加盟
- 明治 18 (1885) 年 逓信省の発足
- 大正 5 (1916) 年 簡易生命保険創業
- 昭和 24 (1949) 年 逓信省の二省分離により郵政省が発足
- 平成 13 (2001) 年 中央省庁再編に伴い郵政省は総務省と郵政事業庁に再編
- 平成 14 (2002) 年 日本郵政公社法成立
- 平成 15 (2003) 年 公社化し、日本郵政公社発足
- 平成 17 (2005) 年 郵政民営化関連 6 法成立
- 平成 19 (2007) 年 郵政民営化法に基づき民営化。日本郵政(株)・郵便事業(株)・郵便局(株)・(株)ゆうちょ銀行・(株)かんぽ生命保険の 5 社体制の日本郵政グループ発足
- 平成 24 (2012) 年 改正郵政民営化法に基づき、郵便事業(株)、郵便局(株)が統合し、日本郵政(株)、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険の 4 社体制へ再編
- 平成 27 (2015) 年 日本郵政(株)、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険が株式上場
- 平成 29 (2017) 年 財務省が日本郵政株式の 2 次売却を実施
- 平成 31 (2019) 年 日本郵政(株)がかんぽ生命保険株式の 2 次売却を実施
- 令和 3 (2021) 年 かんぽ生命株式の売却
- 令和 3 (2021) 年 財務省が日本郵政株式の 3 次売却を実施 (民営化法で定める政府保有義務のある 1/3 超までの引下げ)

## 政府

### 日本郵政株式会社

発行済株式を33.3%保有  
(議決権保有割合34.0%)

代表執行役社長	増田 寛也(元総務大臣、元郵政民営化委員会委員長)
社員数(正社員)	2,121名
主な支店等	病院(3)、宿泊施設(37)
純資産	16兆710億円(連結ベース)
主な事業	日本郵政グループの運営
経常収益(連結/単体)	11兆7,204億円/1,801億円
経常利益(連結/単体)	9,141億円/1,148億円
当期純利益(連結/単体)	4,182億円/▲2兆1,299億円

令和3年3月期決算資料及びディスクロージャー(2021年)等から作成

※1 社員数(正社員)及び主な支店等の数は令和3年9月30日時点。

※2 各社の「当期純利益」は、「親会社株主に帰属する当期純利益」又は「親会社株主に帰属する当期純損失」の数値。

※3 株式保有割合及び議決権保有割合は令和4年1月31日時点

議決権保有割合100%

議決権保有割合89%

議決権保有割合49.9%

### 日本郵便株式会社

### 株式会社ゆうちょ銀行

### 株式会社かんぽ生命保険

社長	衣川 和秀
社員数(正社員)	196,867名
主な支店等	支社(13)、郵便局(24,315)
純資産	8,712億円(連結)
主な事業	郵便業務、国内・国際物流業、物販業 銀行窓口業務、保険窓口業務、不動産業
経常収益	3兆8,453億円(連結)
経常利益	1,491億円(連結)
当期純利益	534億円(連結)

社長	池田 憲人(元(株)東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長)
社員数	12,457名
営業所	235
純資産	11兆3,948億円(連結)
主な事業	銀行業
経常収益	1兆9,467億円(連結)
経常利益	3,942億円(連結)
当期純利益	2,801億円(連結)

社長	千田 哲也
社員数	7,704名
直営店	82
純資産	2兆8,414億円(連結)
主な事業	生命保険業
経常収益	6兆7,862億円(連結)
経常利益	3,457億円(連結)
当期純利益	1,661億円(連結)

窓口業務の委託



○日本郵政の株式については、政府に1/3超保有義務。残余はできる限り早期に処分。

(郵政民営化法第7条、日本郵政株式会社法附則第3条)

○日本郵政株式の売却収入については、東日本大震災の復興財源（4兆円）に充当。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第72条第3項)

○ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の株式については、全部の処分を目指し、経営状況やユニバーサルサービス等への影響を勘案しつつ、できる限り早期に処分。

(郵政民営化法第7条)

○令和3年10月6日に、財務省が処分可能な株式全部（約10.3億株）を処分する方針を発表。同日、日本郵政は、株価の急激な値下がり防止を目的で、自己株式取得（約1000億円程度）を発表。

○令和3年10月25日に、財務省が日本郵政株式の第3次売上の売却価格を公表（820.6円）。売却価格に基づく政府の売却収入は約8,367億円であり、累計で約3.9兆円となる。10月29日に売却完了。

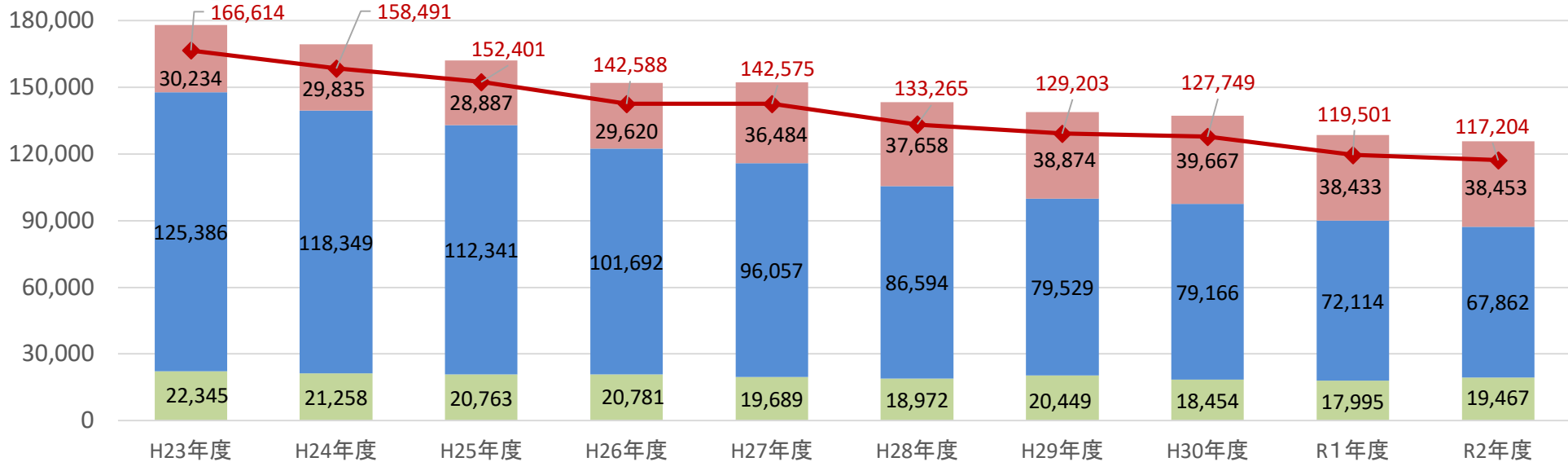
(令和4年2月現在)

	発行済 株式総数	自己 株式数	保有割合	
			政府 保有割合	
日本郵政	約37億6,787万株	約3,568万株	政府 保有割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権ベース : 34.0%</li> <li>・発行済株式総数ベース : 33.3% ※1</li> </ul>
ゆうちょ 銀行	約37億4,954万株	7万株	日本郵政 保有割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権ベース : 89.0%</li> <li>・発行済株式総数ベース : 89.0% ※1</li> </ul>
かんぽ 生命保険	約3億9,969万株	約1万株		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権ベース : 49.9%</li> <li>・発行済株式総数ベース : 49.9% ※1</li> </ul>

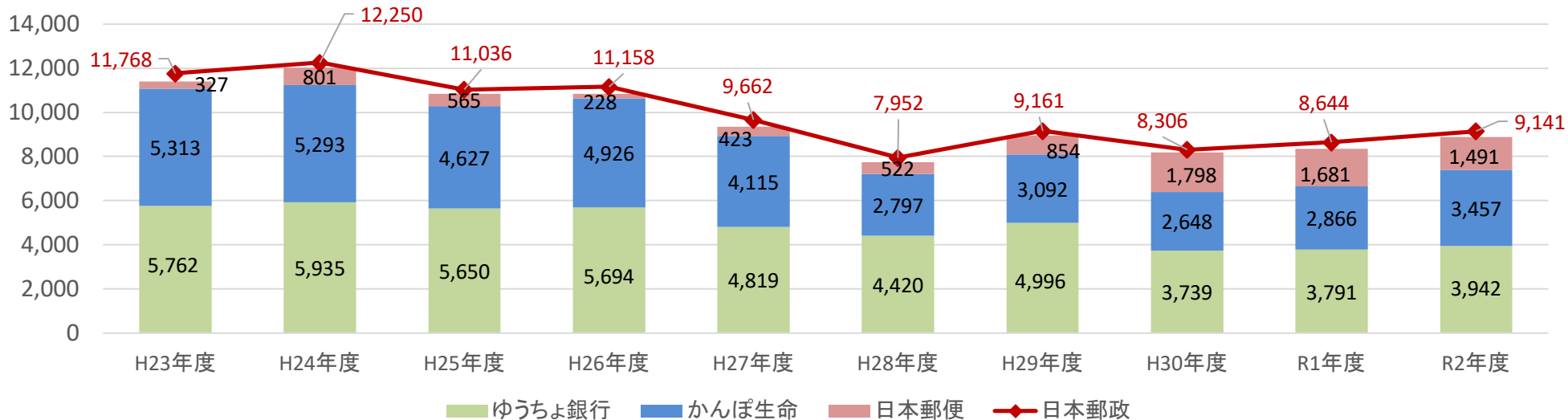
※ 発行済株式総数ベースは、分母に自己株式を含んだもの。

# 日本郵政グループ(連結※<sup>1</sup>)の決算における経常収益・経常利益の推移

## 【経常収益:億円】



## 【経常利益:億円】



※1 かんぽ生命及び日本郵便はH24年度まで、ゆうちょ銀行はH28年度まで単体決算値。

※2 日本郵便のH24年度以前の数値は、郵便事業(株)と郵便局(株)の数値の合算値。

(出典) 日本郵政グループ決算資料から作成

郵便局(ユニバーサルサービス)

- 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。(郵政民営化法第7条の2第1項、日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条)

(注) 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険には、ユニバーサルサービス提供責務は課せられていない。

## 郵便局において提供されるユニバーサルサービス

### 郵便窓口業務

- 1 郵便物の引受け
- 2 郵便物の交付
- 3 郵便切手等の販売

### 銀行窓口業務

- 1 通常貯金の受入れ
- 2 定額貯金及び定期貯金の受入れ
- 3 為替、払込み及び振替

### 保険窓口業務

- 1 普通終身保険及び特別終身保険の保険募集
- 2 普通養老保険及び特別養老保険の保険募集
- 3 1及び2に係る満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理

## 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等

- ・ゆうパック(小包)の引受け
- ・財形、他行送金、国債の販売、投資信託の販売
- ・学資保険の保険募集
- ・住民票の写しの交付

等



## ○ 郵便局の合計数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移

直営局：20,241(民営化時) → 20,150(R3.11末) [▲91]、簡易局：4,299(民営化時) → 4,158(R3.11末) [▲141]

## ○ R3.11末現在 計24,308局

直営局：20,150局(うち一時閉鎖 80局(うち震災の影響30局))

簡易局：4,158局(うち一時閉鎖436局(うち震災の影響10局))

## 【郵便局数の推移】(単位：局。下段( )書きは、対前年度同月増減数)

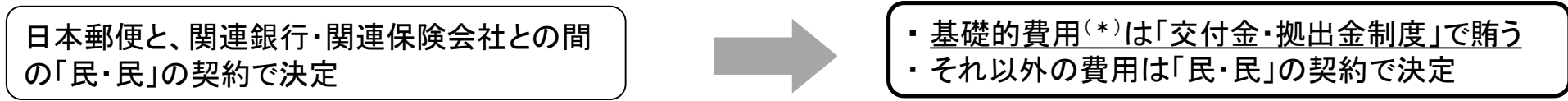
	H19.10.1 (民営化時)	H24.10.1 (統合時)	H25.3末	H29.3末	H30.3末	H31.3末	R2.3末	R3.3末	R3.11末
計	24,540	24,537	24,525	24,421 (▲31)	24,395 (▲26)	24,367 (▲28)	24,341 (▲26)	24,311 (▲30)	24,308
直営郵便局	20,241	20,240	20,227	20,158 (▲7)	20,154 (▲4)	20,153 (▲1)	20,150 (▲3)	20,148 (▲2)	20,150
簡易郵便局	4,299	4,297	4,298	4,263 (▲24)	4,241 (▲22)	4,214 (▲27)	4,191 (▲23)	4,163 (▲28)	4,158
うち一時 閉鎖局	417	240	232	285 (27)	294 (9)	335 (41)	376 (41)	421 (45)	436

1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。

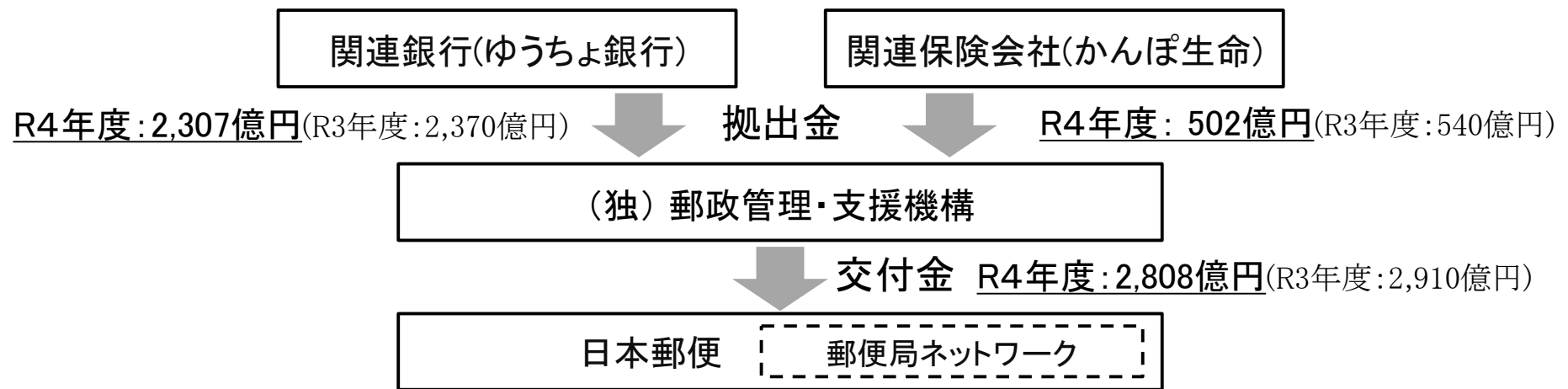
2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

- 郵政事業のユニバーサルサービスは、法令上、日本郵政・日本郵便に提供義務が課されている。一方、そのコストは、日本郵便とゆうちょ銀行及びかんぽ生命との「民・民」の契約によって決められるため、将来のユニバーサルサービス提供に支障が生じるおそれがあった。
- このような状況を受け、郵政事業のユニバーサルサービスが、安定的・継続的に提供されることを確保するため、平成30年6月、「交付金・拠出金制度」が創設※された。  
※ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)
- 本制度では、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、基礎的費用を、(独)郵政管理・支援機構が関連銀行(ゆうちょ銀行)及び関連保険会社(かんぽ生命)から徴収し(拠出金)、日本郵便に交付する(交付金)。
- 平成31年4月より運用開始。毎年度、(独)郵政管理・支援機構が必要額を算定し、情郵審への諮問を経て、総務大臣が認可。

## 1. ユニバーサルサービスのコスト負担方法



## 2. 交付金・拠出金制度のスキーム



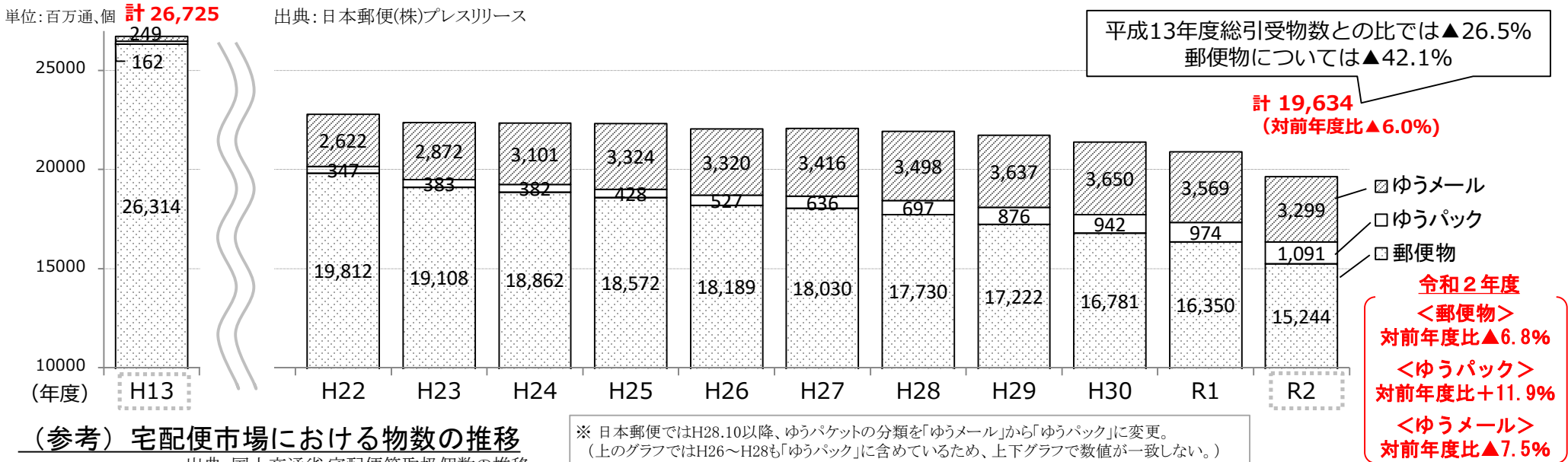
(\*) 基礎的費用  
 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において、郵便局(簡易郵便局も含む)で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用。具体的には、全国の郵便局ネットワークを2名局で構成して郵便局窓口業務を行う場合に必要と計算される人件費、賃借料・工事費など局舎維持費、現金の輸送・管理費、固定資産税及び事業所税等。  
 令和4年度においては、基礎的費用(「不可欠な費用」)は約4,138億円。ここから、日本郵便に係る按分額(約1,331億円)を控除した額(約2,808億円)が交付金・拠出金に相当する。

郵便サービス

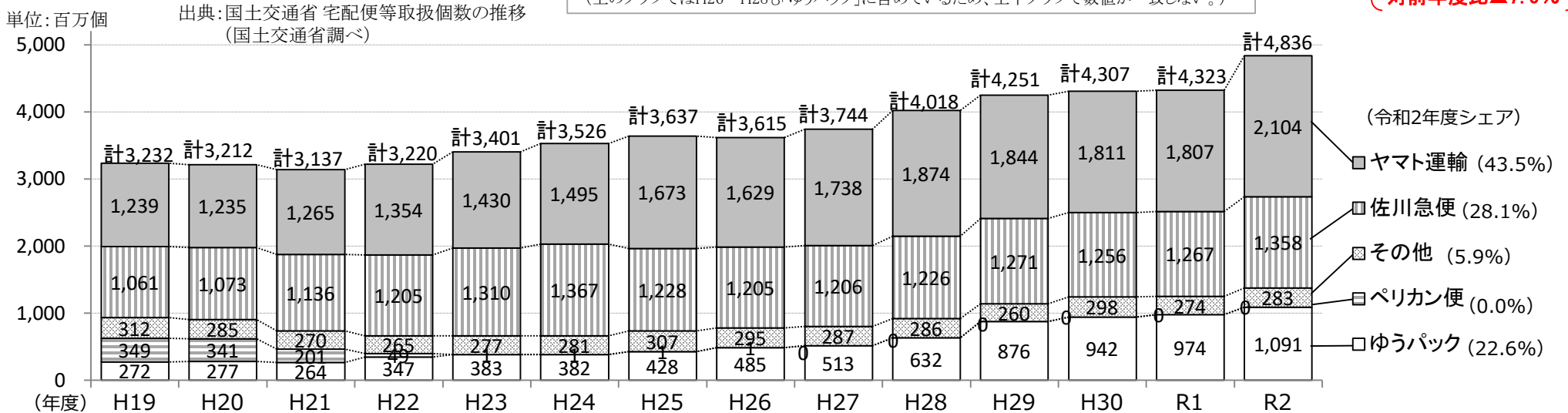
# 引受郵便物等物数の推移

○ 令和2年度総引受物数(荷物含む)については、令和元年度比6.0%の減少となった。  
 ○ 郵便の引受物数は、平成13年度をピークに毎年減少し、令和2年度はピーク時比 42.1%の減少。

## ○ 引受郵便物等物数の推移



## (参考) 宅配便市場における物数の推移



○働き方改革や利用者ニーズの変化などを踏まえ、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を維持するため、通常郵便物の土曜日の配達休止や送達日数の繰り下げ等を昨年10月より実施。  
 ○併せて、大量差し出し郵便物に対する大口割引の一部拡大や速達料金の引き下げを実施。

## ① 土曜日の配達休止

令和3年10月2日(土)から実施。  
 ※通常郵便物のみ。投票日前日の選挙運動用通常葉書は配達。

## ② 送達日数の繰り下げ（翌日配達→翌々日配達）

令和3年10月1日(金)から段階的に実施。  
 ※通常郵便物のみ。速達、書留、レタックス、ゆうパック等は変更なし。

<従来17時までの差出しで翌日配達となる地域宛て>

引受日	配達曜日			
	従来		令和3年10月～	令和4年1月22日～
月	火		火	水
火	水		水	木
水	木		木	金
木	金		金	月
金	土		月	月
土	月		月	火
日	月		火	火

※年賀状が一段落する2022年1月から地域ごとに本格実施。

## ③ 区内特別郵便物（大口割引）の差出し先の拡大

従来の「配達局内」に（上流の）「地域区分局内」を追加し、広域化。

令和3年10月1日(金)から2段階で実施（現場の混乱を回避するため）

- 1) 同時100通以上差出し 令和3年10月～
- 2) 同時1,000通以上差出し 令和4年4月～

（参考）

- ・区内特別郵便物は、ワクチン接種券、選挙投票券等の郵送にて多く利用。
- ・上記1)で、利用顧客の約8割（利用通数の約4割）を占める。

## ④ 速達料金の引き下げ

速達料金を1割程度引き下げ。令和3年10月1日(金)から実施。

※通常郵便物の送達日数の見直しに鑑み料金を引下げ

重量	9/30までの料金	10/1以降の料金
250gまで	290円	260円
1kgまで	390円	350円
4kgまで	660円	600円

※260円切手は9月から発行。290円切手は、9/1～10/31の間、交換手数料無料で交換。

【注】 上記①～③は、郵便法等の一部改正（令和2年11月27日成立、令和3年5月1日施行）に基づき実施することとなったもの。


# 豪・トール社への海外投資の状況について

- 2015年5月28日、日本郵便は、豪州物流会社であるトール・ホールディングス・リミテッド(世界55 か国以上に1,200 か所以上の拠点を完全子会社化(買収金額は約6,200億円)<sup>※1</sup>。
- \*トール社の主な事業は以下のとおり。
  - ・ロジスティクス事業: 総合物流(輸送・倉庫管理等)サービス
  - ・フォワーディング事業: 国際貨物輸送サービス、通関サービス
  - ・エクスプレス事業: 豪州等の国内貨物輸送サービス
  - ・コーポレート等: 部門間共通オペレーションの共通運用サービス
- トール社の業績悪化等により、累次の減損処理等を実施。2020年度末までに約7,000億円の損失を計上している<sup>※2</sup>。
- 2021年8月31日、日本郵政グループは、豪州系投資ファンド「アレグロ」に不採算事業のエクスプレス事業を譲渡(約7億円)。
- 今後、トール社は、アジア中心のビジネスモデルへの移行や合理化による更なるコスト削減を目指す。

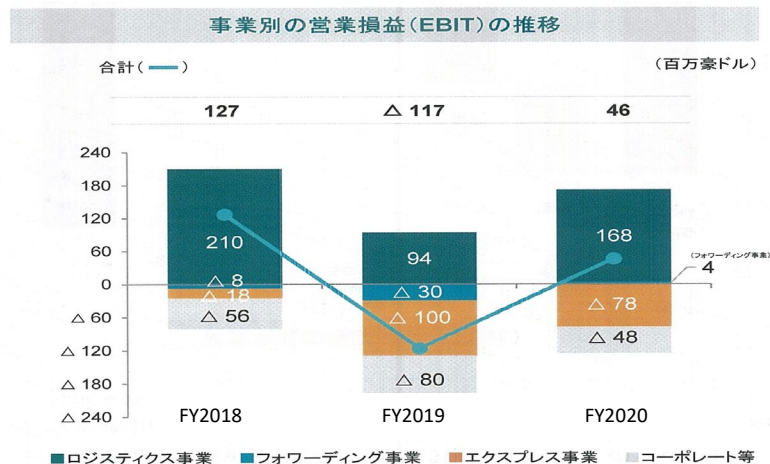
※1 日本郵政及び日本郵便による企業買収や株式取得等については、両社の経営判断。行政手続は不要。

※2 日本郵便(連結)では、2016年度に総額4,003億円(のれん及び商標権の全額3,923億円、有形固定資産の一部80億円)を減損損失として、2020年度に674億円(減損損失619億円、その他の特別損失54億円)をエクスプレス事業譲渡に伴う特別損失として計上するほか、トール社赤字を損失として累計2,000億円超を計上。また、2020年度に債務保証を実施(2,839億円)。

## 会社概要

社名	トール・ホールディングス・リミテッド
所在地	オーストラリア(メルボルン) 
設立	1888年6月
従業員数	約27,000名(2021.3時点)
資本金	29億7,800万豪ドル(約2,555億円)
出資比率	日本郵便株式会社 100%(出資2015.5)
営業収益	約98億4,300万豪ドル(約7,498億円) (2020年度)

## 事業概要・営業損益の推移 (日本郵政公表資料)



金融サービス

## 1 生命保険会社

	かんぽ生命保険	他の民間生保
郵政民営化法	限度額1,000万円 (加入後4年以上経過2,000万円)	(限度額なし)
	新規業務規制(事前届出) <small>※令和3年6月9日に認可制から届出制へ移行</small>	(新規業務規制なし)
	保険業法の規制	保険業法の規制

## 2 銀行

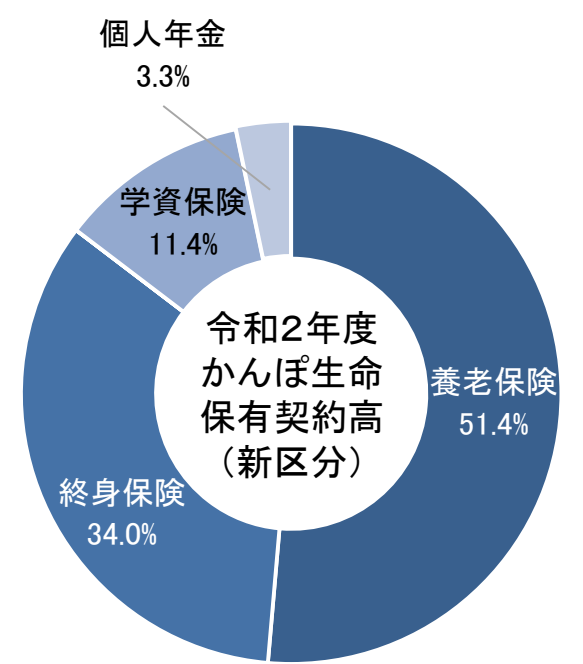
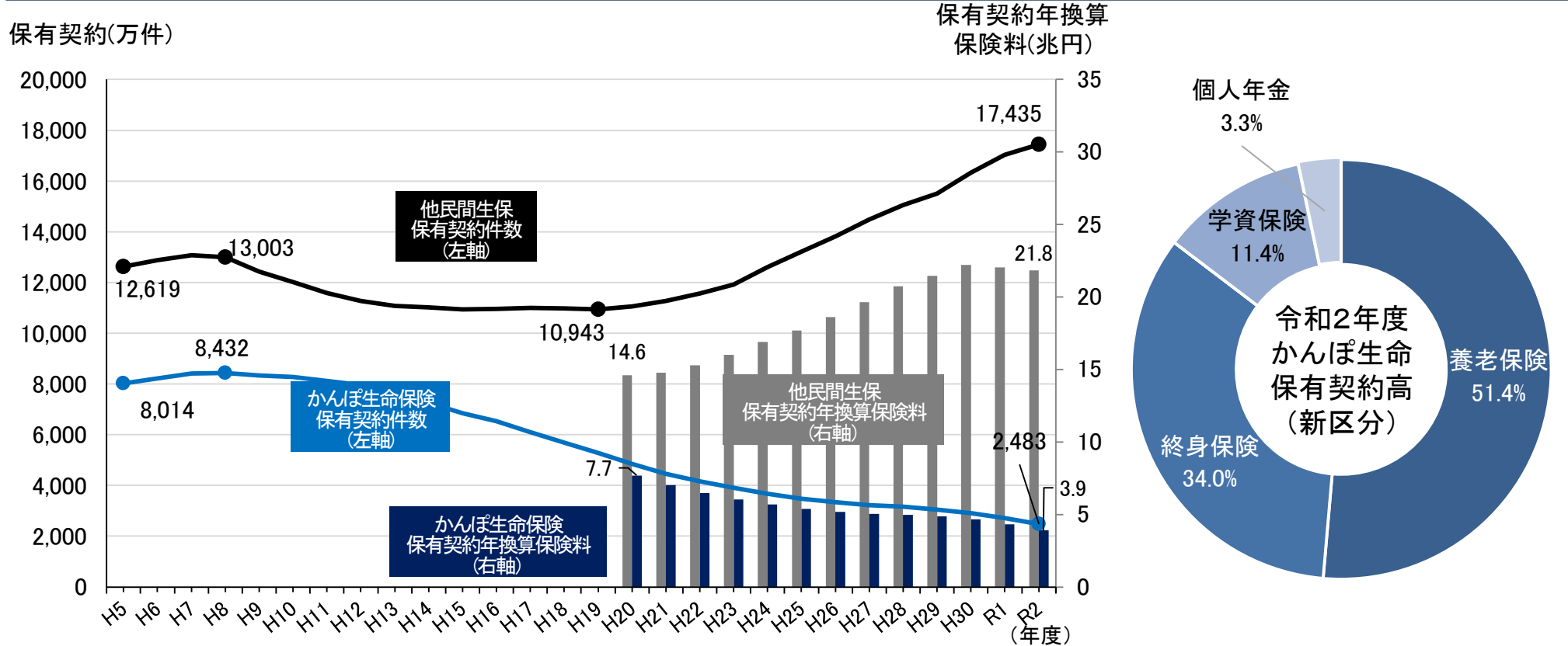
	ゆうちょ銀行	他の民間銀行
郵政民営化法	限度額 通常貯金1,300万円・定期性貯金1,300万円	(限度額なし)
	新規業務規制(認可等)	(新規業務規制なし)
	銀行法の規制	銀行法の規制

\* ゆうちょ銀行、他の民間銀行のいずれも、元本1,000万円及び利息の預金額が保護される(預金保険法)。



# かんぽ生命保険等の保有契約の推移

- かんぽ生命の保険商品は、養老保険など従来型の保険が中心であり、保有契約件数(年金保険を除く。)、保有契約年換算保険料(年金保険を除く)ともに減少傾向が継続している。
- 令和2年度末の保有契約件数は平成8年度末のピークから、5,949万件の減少(70.5%減)、年換算保険料は平成20年度末と比較して、3.8兆円の減少(49.3%減)。
- 一方、他の民間生保は、がん保険、医療保険など、第三分野の保険を伸ばすことによって、契約件数、年換算保険料ともに近年増加傾向にある。



(注)・民営化(平成19年度)以降のかんぽ生命保険(保有契約・保有契約年換算保険料)の数値は、民営化前の契約と民営化後の契約の合算値  
 ・生命保険会社の年換算保険料はデータを取得可能な平成20年度から記載

## 背景

- 多様化するお客さまニーズにきめ細やかに対応するという観点から、お客さまへの専門性を持った対応を更に充実させるために、お客さま担当制導入など、新しいかんぽ営業体制を構築し、日本郵便の訪問営業を行う社員のサービスの取り扱いを変更するもの。
- 日本郵便のコンサルタント(訪問営業を行う社員)と窓口社員の役割を明確化し、コンサルタントはより高いレベルの生命保険プロフェッショナルとして保険専担化し、かんぽ生命が直接サポートする体制に改める「新しいかんぽ営業体制の構築」について、日本郵政グループ4社連名で9月28日報道発表。

## 「新しいかんぽ営業体制」とは

- コンサルタントは、生命保険(かんぽ生命商品及びアフラック商品(ガン保険))の提案とアフターフォローに専念する。
- 貯金業務・投資信託及び一部の提携金融商品(変額年金保険、引受条件緩和型医療保険、自動車保険、JP生活サポート保険)については、郵便局の窓口を担当を変更し、提案やアフターフォローなどのサポートを行う。(窓口社員については、窓口へのご案内・電話・郵送を基本としつつ、お客様の要望に応じて、局外活動を実施)。
- コンサルタントは2022年4月に、かんぽ生命へ兼務出向する。対象となるコンサルタントは約12,000人。
- 保険に特化した活動をサポート・きめ細かいマネジメントを行えるよう、コンサルタントの活動拠点の集約を行う(2021年4月時点で全国2061局の拠点を、2022年4月までに全国623拠点に集約)。

## (1) かんぽ生命保険の自社株買い

- これまで、かんぽ生命保険の発行株式のうち、議決権株式の64%を日本郵政が保有。
- かんぽ生命は、2021年5月14日に日本郵政が保有する同社株式を購入(時価約3,500億円)する旨を発表。
- 日本郵政による保有割合は49.9%となった(2021年6月9日)。

## (2) 議決権比率引き下げの効果

- 日本郵政による保有割合が50%を切ると、日本郵政が株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後、新商品等認可は、届出に移行(郵政民営化法第138条の2)。

## (参考) 民営化移行期間中の上乗せ規制の適用について

かんぽ生命保険に関する移行期間中の上乗せ規制の適用について、以下の考慮基準に基づき、内閣総理大臣及び総務大臣が判断(同法第135条)。

- ① 日本郵政が保有するかんぽ生命保険の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ② 日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険等、日本郵政が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社(かんぽ生命保険を除く)とかんぽ生命保険との関係

(主な上乗せ規制)

- 加入限度額 (郵政民営化法第137条)
- 新商品等認可 (同法第138条) ※保有比率が50%以下になれば届出に移行。
- 子会社保有制限 (同法第139条)
- 保険契約の包括移転、事業の譲渡若しくは譲受け、合併又は会社分割の認可等 (同法第141条)
- 廃業及び解散の認可 (同法第142条)

## 届出日

令和3年11月10日(水) ※郵政民営化法第138条の2第1項の規定に基づく届出

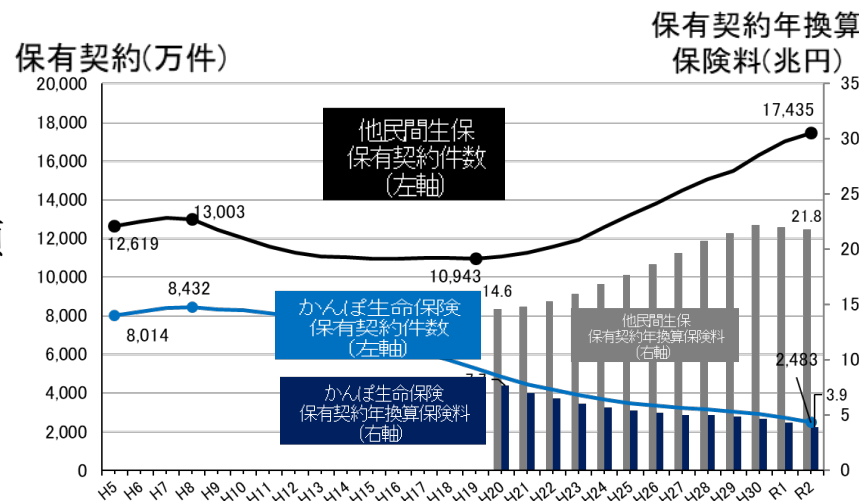
## 新規業務内容

### ○医療特約を改定し、医療保障を手厚くする。

- ①入院一時金※1、外来手術保険金※2、特約保障額※3を増額
  - ②保険料を低廉化(4割程度安くなるよう設定)
  - ③令和4年4月からの販売開始を予定
- ※1:2.5万円 → 10万円、※2:2.5万円 → 5万円、※3:基本契約と同額 → 5倍

### 【参考】フロントライン(現場)からの主な声

- ・今後、医療保険の新設等、売しやすい商品を出してほしい。
- ・死亡保障よりも、若年層に要望の多い入院保障のニーズに応えられるようにできないか。

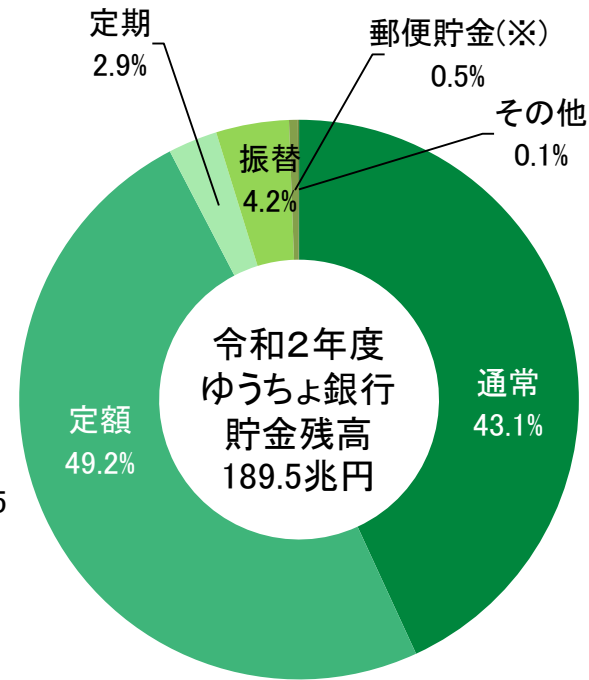
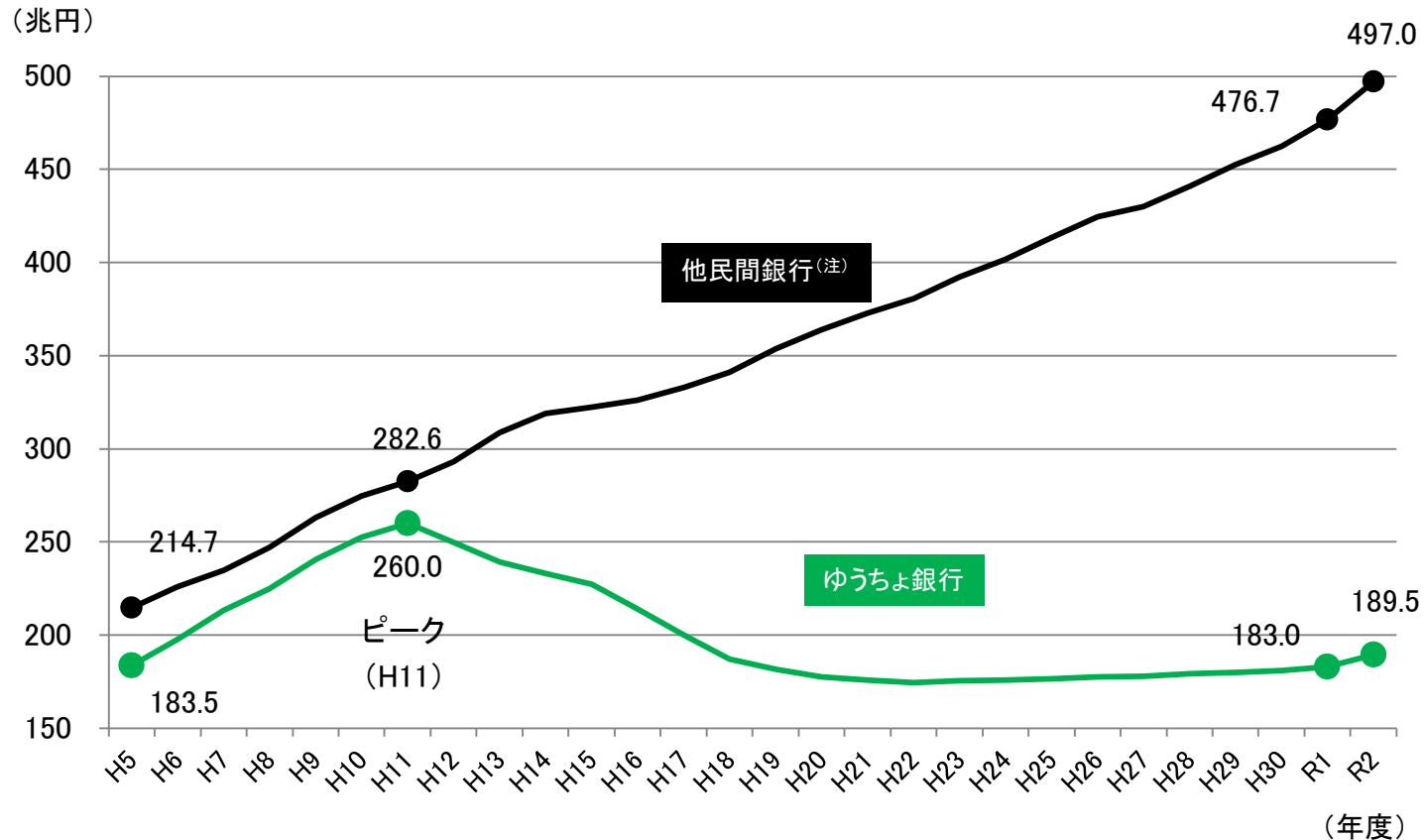


## 届出後のスケジュール

令和3年11月10日	郵政民営化法に基づき総務省・金融庁へ届出、保険業法に基づき金融庁へ認可申請
令和3年11~12月	郵政民営化委員会で、新規業務の調査審議(業界ヒアリング、意見取りまとめ)
令和4年1月7日	金融庁が保険業法上の認可
令和4年1月以降	新商品の研修開始
令和4年4月	新商品販売開始(予定)

# ゆうちょ銀行等の預貯金残高の推移

- ゆうちょ銀行の貯金は、令和2年度末で189.5兆円。  
平成11年度末のピーク(260.0兆円)から、70.5兆円の減少(27.1%減)。
- 国内の銀行における預貯金残高に占めるゆうちょ銀行の貯金残高の比率は令和2年度末で27.6%。  
平成11年度末のピーク時の比率(47.9%)から、約20%の減少。



(注) 個人預金の普通預金、貯蓄預金及び定期性預金残高の合計。  
民営化(H19年度)以降のゆうちょ銀行の数値は、民営化前の貯金と民営化後の貯金の合算値。

(※) 民営化前に預け入れられた定期性の貯金(全て満期を迎えている)。

(ゆうちょ銀行決算短信及び日本銀行「預金者別預金」より作成)

(ゆうちょ銀行決算短信より作成)

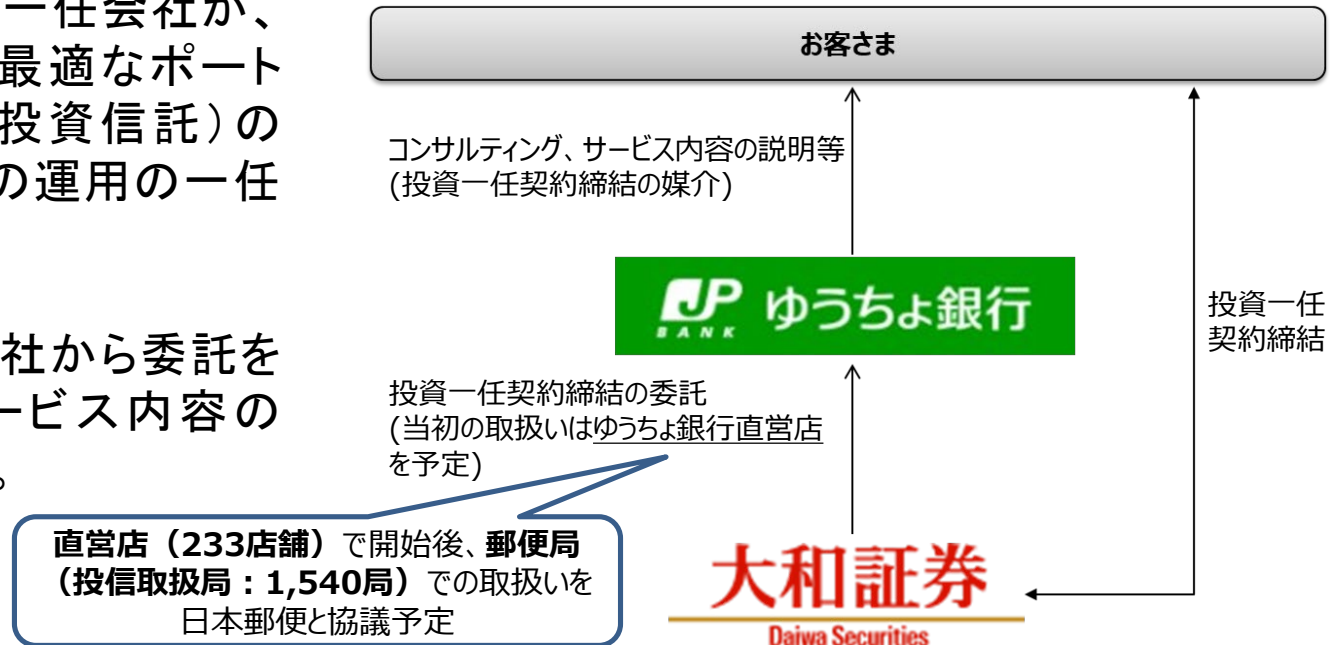
## 検討の経緯

- ゆうちょ銀行は投資一任サービス等コンサルティングサービスの開発に向けて、2019年5月に大和証券との業務提携を発表し、日本郵政から大和証券への出資を実施（発行済株式の1.96%）。
- ゆうちょ銀行は、直営店での投資一任サービスについて、郵政民営化法110条に基づく新規業務の認可申請を12月3日に実施。  
（現状、3月末頃の認可、GW以降のサービス提供開始を想定。）

## 投資一任サービスについて

- 投資一任サービスとは、投資一任会社が、顧客のリスク許容度に応じて最適なポートフォリオを提案し、運用商品（投資信託）の購入・解約や売買タイミング等の運用の一任を受けるもの。
- ゆうちょ銀行は、投資一任会社から委託を受け、直営店で顧客へのサービス内容の説明、契約事務等の媒介を行う。

【サービス提供スキーム】



# デジタル化・地域貢献



## 懇談会の開催

- 日本郵政グループが中長期的なユニバーサルサービスの維持を図りつつ、新たな時代に対応したサービスを展開し、国民の利便性向上等を推進するため、AI×データ時代における郵政事業の在り方、自治体との連携による地方創生等について、外部有識者による懇談会を開催。（座長：多賀谷一照 千葉大学名誉教授）
- 令和2年10月～令和3年7月に計8回開催し、令和3年7月21日に最終報告書を公表。

## 最終報告書のポイント

### 第2章 日本郵政グループ・郵便局におけるデータの活用

日本郵政グループ各社が保有する莫大なデータの活用に向けて、グループ各社内のDXを推進するとともに、新たなサービスの開発・提供を行うべき 等

- ※ 提言を受け、総務省として、データ活用範囲や留意点等をまとめたガイドライン作成等に向け「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を開催（次頁参照）。

### 第3章 日本郵政グループの地方創生・地域活性化への貢献

約2万4千の郵便局のネットワーク等のリソースを生かし、地域住民に身近な存在たる郵便局がデジタル・ディバイドも含めた格差是正解消等、地域の活性化や地域固有の課題解決等に資する新サービスを検討すべき 等

- ※ 提言を受け、総務省として、後述の実証実験などを通じて、日本郵政グループの取組を支援。

### 第4章 日本郵政グループ（日本郵政、日本郵便）におけるコンプライアンス・グループガバナンスの強化

日本郵政グループ自身の中期経営計画や、総務省が今般策定する監督指針等に基づき、コンプライアンス、グループガバナンスを自主的・抜本的に強化 等

- ※ 提言を受け、日本郵政及び日本郵便に対する総務省の監督の基本的考え方等をまとめた「監督指針」を策定・公表（8/30付け）。

### 第5章 日本郵政グループによるSDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献・ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組

ユニバーサルサービスを提供する公共的事業者として、また約40万人を雇用する大規模企業として、SDGs・ESGを重視した企業経営に率先して取り組むべき 等

- ※ 提言を受け、総務省として、日本郵政グループの取組（太陽光パネル導入、電動バイク活用等）を定期的にモニタリング。



「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」報告書を踏まえ、「信書の秘密」や個人情報保護を確保しつつ、日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進するため、

①郵便局データに関し、活用が可能である範囲や留意点等を明確化するガイドライン※の検討

②郵便局データ活用の今後の方向性、関係者の役割を具体的に提示するロードマップの検討を実施する。

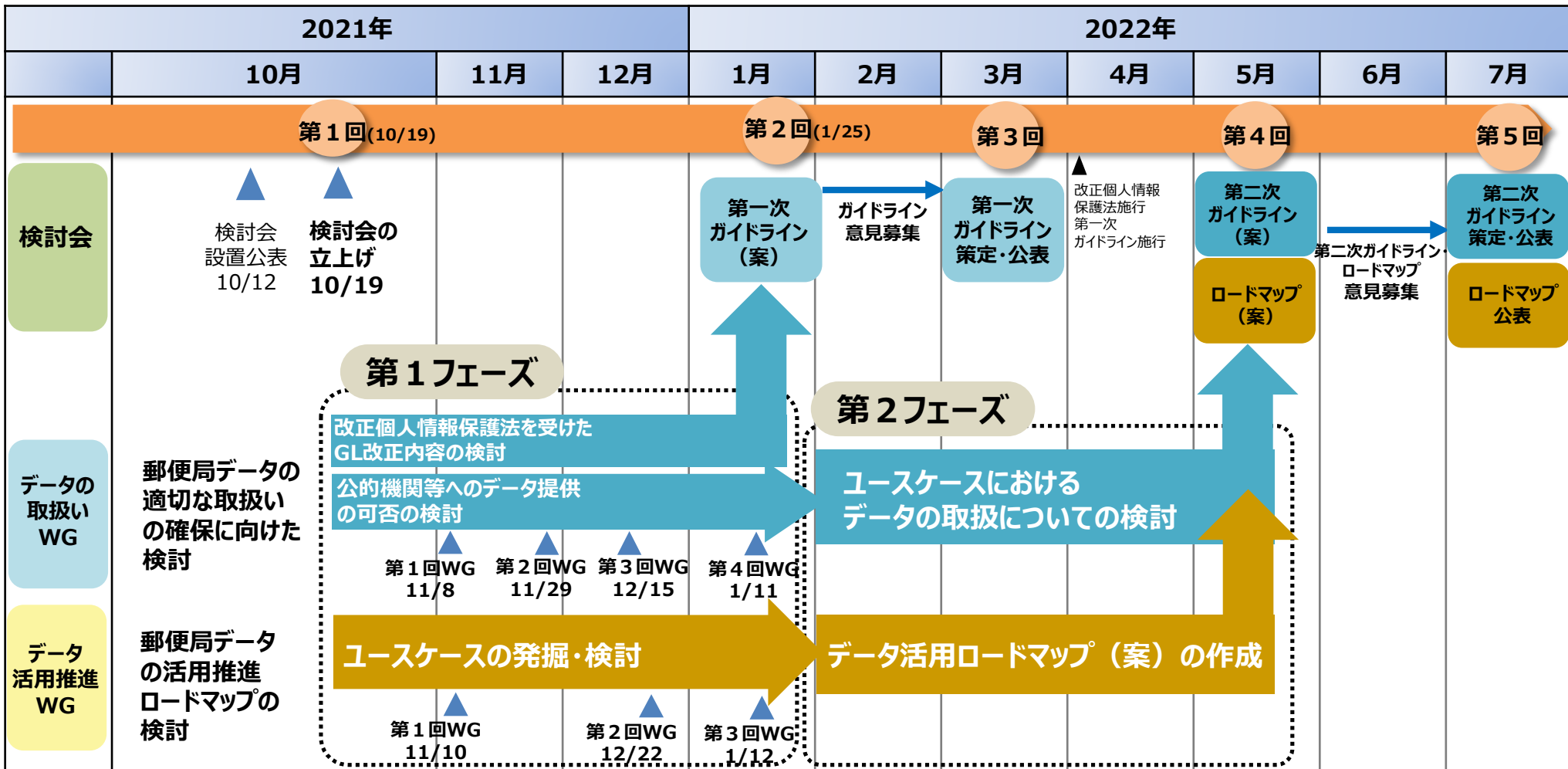
※「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正

## 構成員

(座長)	谷川 史郎	東京藝術大学社会連携センター 客員教授
(座長代理)	中村 伊知哉	iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
	大谷 和子	(株) 日本総合研究所 執行役員法務部長
	越塚 登	東京大学大学院情報学環 教授
	関 治之	(一社) コード・フォー・ジャパン 代表理事
	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 弁護士
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	山本 龍	群馬県前橋市長
(オブザーバ)	日本郵政、日本郵便、個人情報保護委員会事務局、内閣官房郵政民営化推進室、デジタル庁	
(事務局)	情報流通行政局 郵政行政部 郵便課	

「データの取扱いWG」、「データ活用推進WG」を設置

# スケジュール(案)



第一次ガイドライン：令和2年改正個人情報保護法を受けた「郵便事業分野における個人情報保護に関するGL」「信書便事業分野における個人情報保護に関するGL」の改正

第二次ガイドライン：保有・取得データの活用に向けて個人情報保護法・郵便法上の解釈を整理する「郵便事業分野における個人情報保護に関するGL」の改正

## 1. 郵便局における自治体の業務の受託

➤ 郵便局事務取扱法<sup>※1</sup>に基づき、郵便局窓口において自治体が発行する証明書(住民票の写し等)の交付事務を受託<sup>※2</sup>(169市区町村589郵便局(令和3年11月末現在))。

※1「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」

※2 受託には、あらかじめ、①日本郵便に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。

➤ 郵便局窓口では、その他の行政事務も受託<sup>※</sup>。一部の自治体は、郵便局への委託にあわせて支所を廃止。

※ 長野県泰阜村、石川県加賀市、福島県二本松市、静岡県東伊豆町、茨城県大子町、島根県西ノ島町、山口県萩市、茨城県石岡市、岩手県二戸市、岐阜県多治見市、山口県長門市、栃木県日光市、福岡県嘉麻市、北海道白老町、岐阜県安八町(令和3年11月末現在)

### (1) 郵便局事務取扱法に基づき取扱可能な事務

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付
- ② (地方税の)納税証明書の交付
- ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付
- ④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付
- ⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し<sup>※</sup>
- ⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新等<sup>※</sup>
- ⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新等<sup>※</sup>
- ⑧ 印鑑登録証明書の交付
- ⑨ 印鑑登録の廃止申請の受付<sup>※</sup>

※令和3年5月の法改正により追加。

### (2) 郵便局が受託しているその他の行政事務

国民健康保険関係の各種届出書等の受付、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付、児童手当の各種請求書・届出書の受付、狂犬病予防注射済票の交付 等

### (3) 郵便局が受託している自治体独自の事務

バス回数券等の販売・交付、ごみ処理券・ごみ袋の販売、商品券の販売 等



泰阜村における自治体事務の受託(出典:長野放送ホームページ)

## 2. 郵便局窓口と駅窓口の一体運営

- 無人駅の内房線江見駅において、駅と一体となった郵便局舎を建設し、郵便局窓口業務と駅窓口業務とを一体的に運営。



江見駅郵便局  
(出典:チバテレホームページ)



局内から駅へ入場できる  
簡易型自動改札機を設置

## 3. 郵便局のみまもりサービスの提供

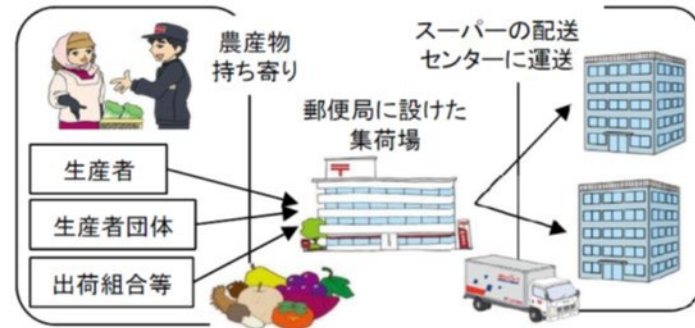
- 郵便局社員等が高齢者宅を訪問し、生活状況を確認の上、その結果をご家族や自治体へお知らせする「みまもり訪問サービス」を提供。



「みまもり訪問サービス」のイメージ

## 4. 地場産業支援の拠点

- 流通事業等を行う企業と連携し、郵便局の空きスペースを、農産物の生産者が出荷するための集荷場として活用し、運送。



## 5. 地産地消の拠点

- 郵便局内の空きスペースを地元販売者へ貸し出し、地元で生産された農作物の他、日用品などを無人販売。(全国2,876局(令和3年8月現在))



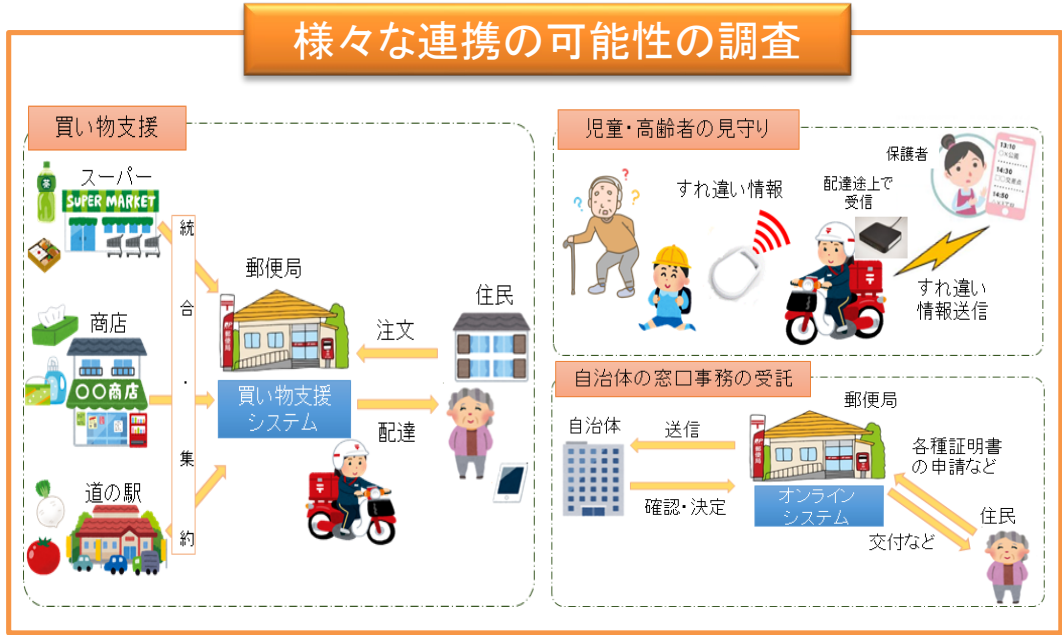
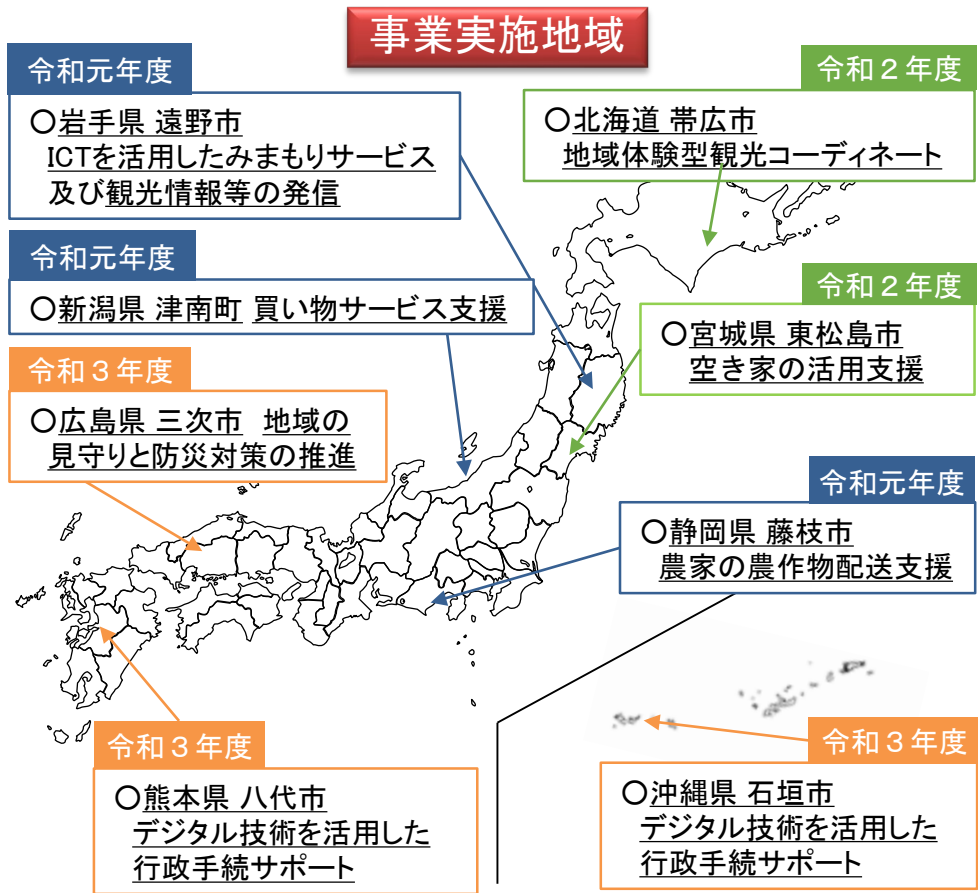


# 郵便局活性化推進事業(郵便局×地方自治体等×ICT)の概要

● あまねく全国に存在する郵便局と地方自治体等の連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進するための実証を行い、モデル事業として全国に普及展開する。

- わが国では、少子高齢化、人口減少、ICTの進展など社会環境が変化していく中で、あまねく全国存在する郵便局は、「国民生活の安心安全の拠点」として期待される役割は高まっている。
- 今後、郵便局の強みを生かしつつ、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等の連携が有効な分野及び住民サービス等の調査、関係者の役割分担や継続するための課題等の整理を通じて、モデルケースを創出し、その成果を、全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開する。

(計画年数: 令和元年度～令和3年度)



- 行政サービスの補完
- 暮らしの安心・安全のサポート
- 住民生活のサポート
- まちづくりのサポート

## 郵便局等の公的地域基盤連携推進事業

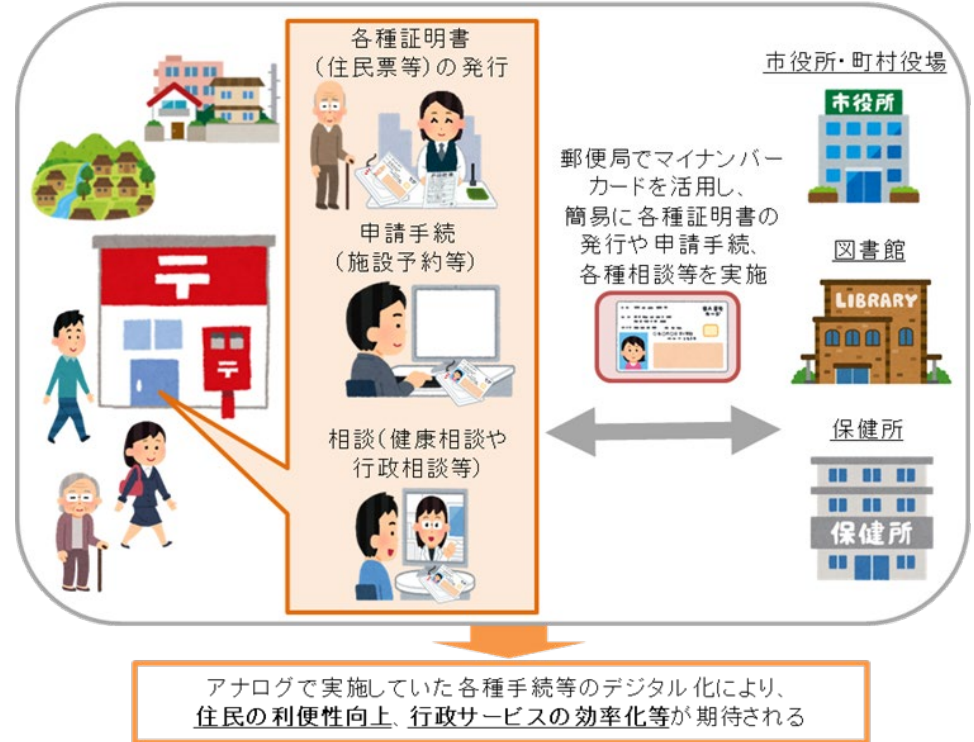


- ・ デジタル社会の進展への対応、自然災害や感染症対策などの地域の課題解決に向けて、デジタル技術と全国24,000局の郵便局ネットワークを活用。
- ・ 郵便局や地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開。

R 4 当初 0.8 億円 (新規)

## 郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業

【実施イメージ】



- ・ 本事業を通じて、地域の生活拠点である郵便局におけるマイナンバーカード利活用を促進するとともに、デジタル化・地域活性化を推進。
- ・ 郵便局の利用者が窓口等でマイナンバーカードを利用して本人確認を行うことにより、簡易に各種証明書(住民票等)の発行、各種申請手続(施設予約等)や各種相談(健康相談や行政相談等)ができる環境整備に関する実証事業を行う。

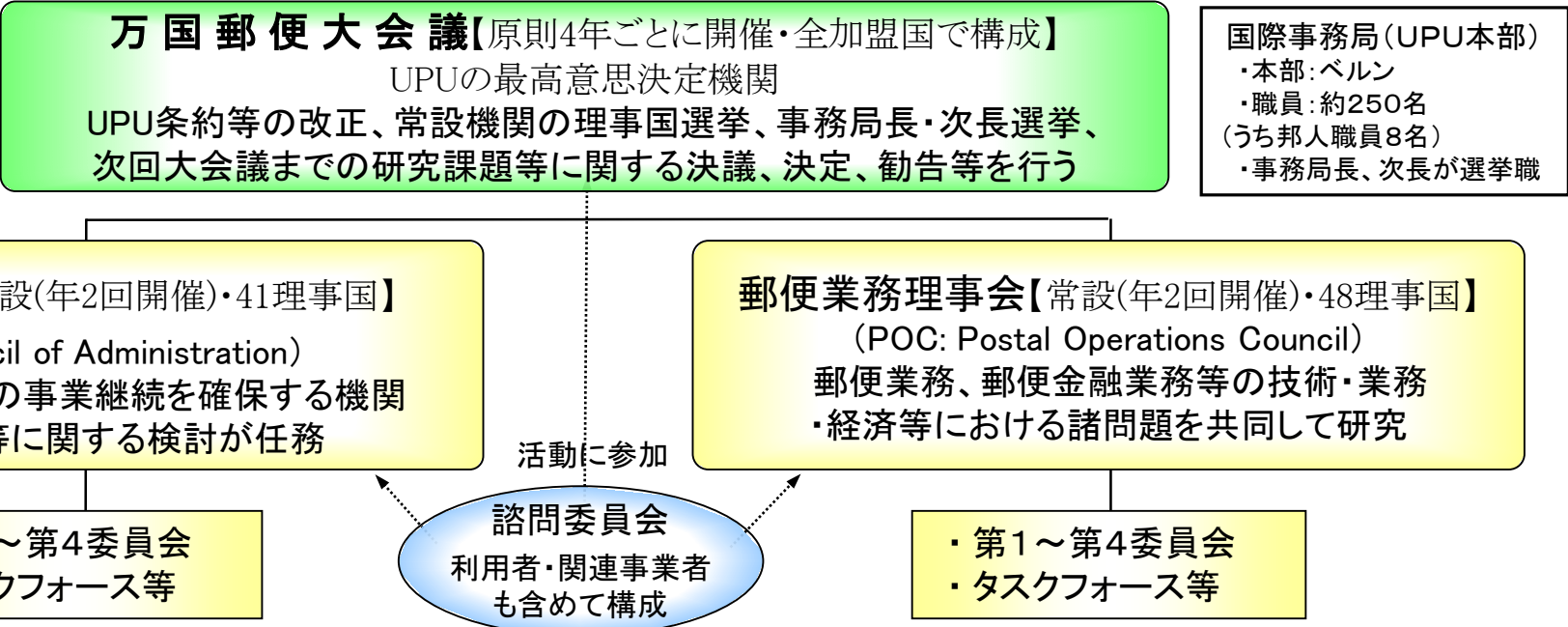
R 3 補正 1.2 億円 (新規)

国際

# 万国郵便連合 (UPU) の概要

- 万国郵便連合 (UPU) は、郵便業務の効果的運営によって諸国民の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として、1874年に設立。  
(本部:ベルン(スイス)、職員約250名(うち邦人職員2名)、世界17箇所の地域国際郵便機関と連携)
- 近年、電子商取引を支える国際物流のルール形成機関としての役割への期待が高まっている。
- 現在、192カ国・地域が加盟(日本は1877年に加盟)。
- 2021年8月開催(開催地:アビジャン(コートジボワール))第27回万国郵便大会議にて、我が国の目時政彦氏が事務局長に選出(有効投票総数(156票)の約3分の2(102票)の票を獲得。任期は2022年1月から4年間。1回のみ再選可、最大で2期8年)。

## UPUの構造



## 日本の貢献

- 1957年以降、継続して郵便業務理事会の理事国(目時事務局長は、2012年から2021年までPOC議長)。
- 最大分担金(50単位、約2億6千万円)を負担する4大国(日・米・英・仏)の一角(中国は第7位)。
- 郵便ネットワークを活用した災害対策や社会課題解決のプロジェクト支援のため、分担金とは別に拠出金として年間約2億5千万円を拠出。



## 選挙結果概要

●8月25日、コートジボワール・アビジャンにおいて実施。第1回投票において目時政彦(めときまさひこ)候補が有効投票総数の過半数を得て当選。2019年まで国際原子力機関 (IAEA) の事務局長を務めた天野之弥(あまのゆきや)氏以来の日本人の国連機関トップとして、1月から事務局長に就任(1期4年、最大で2期8年)。

【第1回投票(有効投票総数:156、過半数:79)】

- 目時候補(日本) **102票**
- クリバ候補(スイス) 40票
- ハマンド候補(ベルギー) 14票

(注) UPU加盟国・地域が各1票を有し投票。有効投票総数の過半数を獲得した候補が当選



当選後の総理表敬の様様

## 目時次期事務局長略歴



### 目時政彦次期事務局長

生年月日 1958年 10月 29日  
 学歴 東京大学 文学部社会心理学専修課程卒  
 現職 日本郵便株式会社常務執行役員  
 備考 前UPU郵便業務理事会議長(2012年～2021年 2期)

## 当選の主な要因

- 1) 候補者の高い資質、これまでの日本の国際機関への貢献
- 2) 国(官邸、総務省、外務省、友好議連等)を挙げた選挙活動
- 3) 選挙直前の大臣等、現地、在外公館等によるローラー活動
- 4) 外交リソースの活用(日本ファンド、クロス支持、ODA等)
- 5) 効率的な情報共有体制(総務・外務・日本郵便・現地団等)

## 今後のサポート強化の方向性

- 任意拠出金 (Japan Fund) の有効活用
- 新体制を支える中核的スタッフとして、総務省及び日本郵便からさらなる人員を派遣
- 事務局長出身加盟国として、新事務局長のビジョン実現やUPUの重要課題解決へ向けた各種会議体等を通じた積極的貢献

(例: UPUシンクタンク機能の実現、SDGs推進の取組、健全なUPUガバナンス等)

相手国政府と郵便協力覚書に署名し、日本の郵便の業務ノウハウ等郵便インフラシステムを輸出することで、  
**①国内関連企業の海外展開、②相手国の経済発展、③両国間の関係強化、等に貢献。**

- ミャンマーに対してはODA技術協力等、ベトナムに対しては郵便事業体間のコンサル契約により、技術指導を実施。
- ロシアとの間では、日露首脳会談で安倍総理(当時)が提示した8項目の「協力プラン」の下、協力取組を一層推進。
- インド・タイとの間でも協力の具体化を促進。タイとは、2021年8月第5回日タイハイレベル合同委員会で覚書に署名。

## 協力例

### ミャンマーへの技術指導

- 2014年11月、安倍総理(当時)は総務省事業により技術指導を行って  
 いるヤンゴン中央郵便局を視察。  
 職員を激励。



絵葉書を差し出す  
 安倍総理(当時)

- その後、2016年6月から、ODA技術  
 協力により日本郵便の専門家が現  
 地に入り技術指導を実施。(2019年  
 6月終了)



配達道順組立の指導



ミャンマー郵便職員への講義

### ベトナムへの技術指導・共同事業の推進

- 日本郵便によるコンサル契約(これまでに計  
 4件)を通じ、郵便品質を改善。この結果ホ  
 ーチミンにおいて、2018年11月に日本企業が  
 区分機・関連機材を受注。



指導前



指導後

- 2017年4月、日立・三井住友銀行・ベトナム  
 郵便が、電子マネーカードを用いた郵便局で  
 の年金等支給を実現。



電子マネーカード



カードを用いた年金支給

### ロシアとの郵便協力

- 東芝が国際交換局に係る機器調達に対  
 応・受注。(2014～:計8案件)

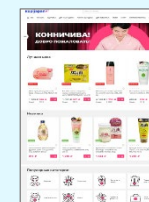


納入した区分機

- 2018年5月より、ロシアの郵便局で日  
 本商品(美容品・食品等)を販売する  
 日系企業との共同事業を実施。
- また、2019年11月よりロシア郵便が  
 開設した電子商取引(EC)サイトで  
 日本商品を販売(越境EC)。



郵便局における  
 日本商品の販売



ECサイトにおける  
 日本商品の販売

信書便事業

# 信書便事業の概要

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としている。

## 一般信書便事業

…手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国で必ず引き受け、配達するサービスの提供を必須とし、全ての信書の送達が可能な事業(許可制) ※これまで参入なし

## 特定信書便事業

…付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業(許可制)

### ①大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの

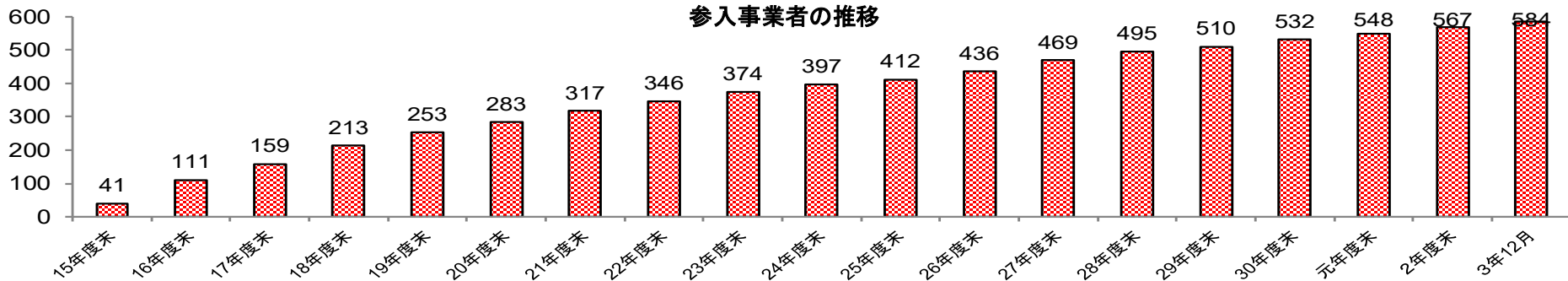
### ②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの

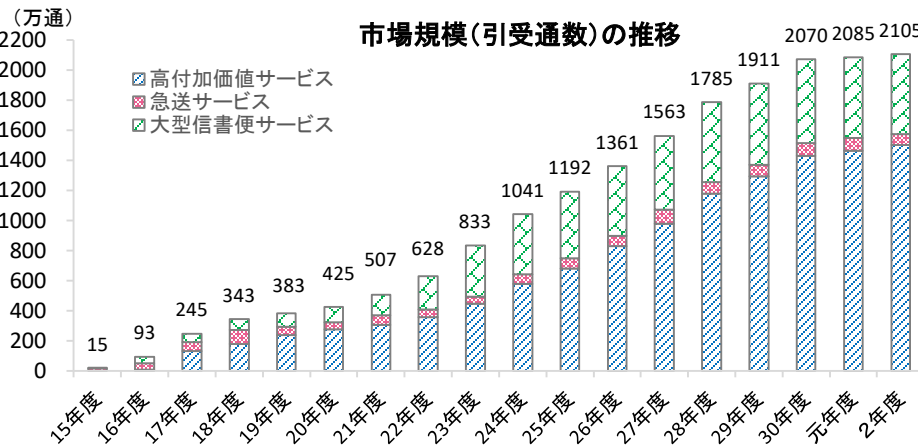
### ③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は800円)を超えるもの

参入事業者の推移

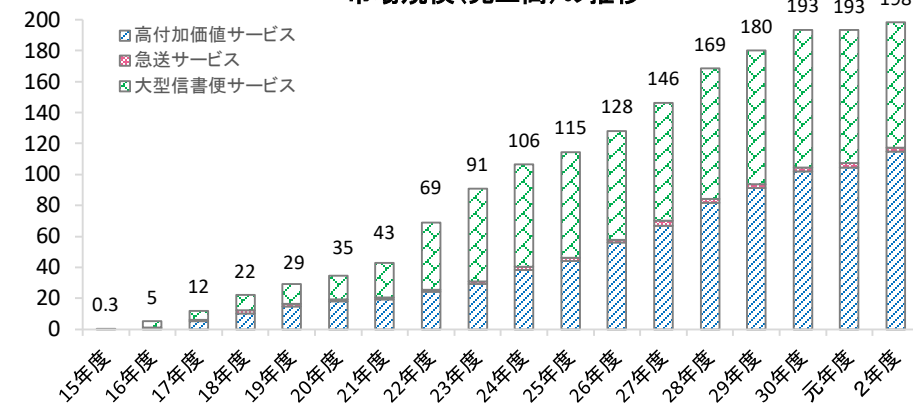


市場規模(引受通数)の推移



(億円)

市場規模(売上高)の推移



## 事業種別参入事業者数

### 特定信書便事業

584

## 特定信書便事業の役務種別参入事業者数

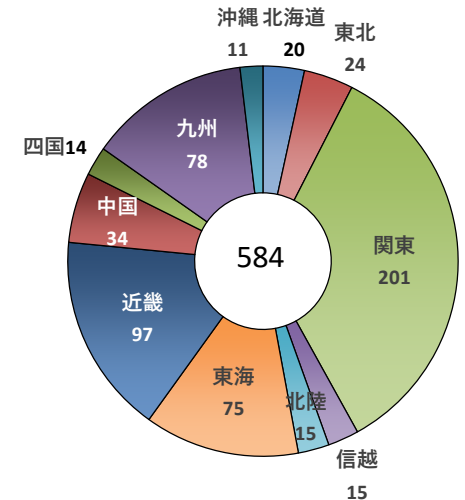
役務の種類	事業者数
1号役務(長さ・幅・厚さの合計73cm超 または 4kg超)	517
2号役務(引受けから3時間以内の送達)	107
3号役務(800円超の料金)	308

※複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

## 本社所在地別・参入事業者数

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
20	24	201	15	15	75	97	34	14	78	11

【本社所在地別・参入事業者数】



## 参入事業者の主たる事業の業種

業種	事業者数
貨物運送業	432
警備業	38
障害者福祉事業	18
ビルメンテナンス業	16
その他	80

【参入事業者の主たる事業の業種】

